

排水設備申請の注意点

令和6年4月
香美市上下水道局

1. 申請にあたって

- 必ず、排水設備工事の着手前に「排水設備等計画確認申請書」を提出してください。
申請書提出前に工事着手していた場合は、指定業者の指定停止もしくは登録取消処分
の対象となります。
- 開発行為（宅地開発等）に伴う本管設置の場合は、個別に協議することとします。

2. 申請の流れ

- ① 申請書提出（業者→市）
↓ …提出時に窓口で検査手数料（申請1件につき1,000円）をお支払い頂きます。
- ② 審査（市）
↓ …決裁まで約1週間程度を要します。
- ③ 許可（市→業者）
…決裁後、申請書原本を一旦返却します。
申請書が許可書の代わりとなりますので、竣工時まで保管してください。

■受益者負担（分担）金

納付書は申請者へ送付します（施工業者には送付いたしません）

- 土佐山田町内・・・宅地1m²につき460円
- 香北町内・・・建物1戸につき13万円

3. 申請書への添付書類（設計図以外）

申請書提出前に、以下のチェックリストで添付書類を確認してください。

添付書類（各1部）	添付の理由
<input type="checkbox"/> 位置図	供用開始区域内・区域外を確認するために必要 区域外の場合は「区域外流入許可申請書」を提出すること
<input type="checkbox"/> 公図	位置図と公図の整合が取れているかを確認するために必要（コピーで可）
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 （全部事項証明書）	受益者負担金の納入状況を確認するために必要（コピーで可）
<input type="checkbox"/> 材料検査願 <input type="checkbox"/> カタログ等	JIS・JWWA・JSWAS等の規格品であることを確認するために必要 使用材料のカタログまたは承認図を添付すること

■道路占用関係書類提出先

<input type="checkbox"/> 香美市道への占用	香美市建設課
<input type="checkbox"/> 国道、県道への占用	香美市上下水道局（市から県中央東土木事務所へ提出します）
<input type="checkbox"/> 道路使用許可申請	南国警察署香美警察庁舎

4. 必要に応じて提出する書類

以下の事例（取付管・区域外・一部未接続・井戸水・除害施設・特定施設）に該当する場合は、別途書類が必要となります。

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 取付管布設等申請書	取付管を新設する場合
<input type="checkbox"/> 区域外流入許可申請書	区域外から流入する場合
<input type="checkbox"/> 一部未接続誓約書	一部未接続がある場合
<input type="checkbox"/> 使用水量認定申告書	井戸水を使用する場合
<input type="checkbox"/> 除害施設（グリストラップ等）仕様書	店舗・事業所の場合
<input type="checkbox"/> 特定施設届出書	特定事業場の場合

5. 設計図作成における留意点

設計図の作成にあたっては、「下水道排水設備指針と解説」（日本下水道協会発行）によるものとし、申請書の提出前に以下のチェックリストで確認してください。

種別	審査事項	備考
平面図	<input type="checkbox"/> 管径 100mm以上か(圧送管の場合30mm)	管路延長3m以下の場合は、75mmでOK
	<input type="checkbox"/> 管種 VUか(露出管の場合VPか)	
	<input type="checkbox"/> マス間の距離 管径の120倍以下か	$\phi 100(0.1m) \times 120 = 12m$ を超えていないか
	<input type="checkbox"/> 起点・中間マスの内径 15cm以上か	マス深さ1.2mより深い場合は内径20cm以上必要
	<input type="checkbox"/> 最終マスの内径 20cm以上か	
	<input type="checkbox"/> 雨水管の位置 表示しているか	青色で表示する
	<input type="checkbox"/> 台所・風呂・洗面・洗濯・トイレ全て接続か	未接続がある場合、誓約書が必要
	<input type="checkbox"/> 屋外にある洗濯機や風呂には屋根があるか	雨水の流入を防止
縦断図	<input type="checkbox"/> 勾配 1/100以上確保されているか	管路延長3m以下の場合は、3/100でOK
	<input type="checkbox"/> 土かぶり 0.2m以上確保されているか	やむを得ず浅埋する場合は铸铁管・さや管を使用

6. 竣工検査について

工事完了後5日以内に以下の書類を提出してください。

提出書類（1部）	備考
<input type="checkbox"/> 竣工届	平面図・縦断図 チェックおよび署名のうえ提出すること 取付管を設置しない場合は不要
<input checked="" type="checkbox"/> 下水道使用開始届	
<input type="checkbox"/> 申請書原本	
<input type="checkbox"/> 竣工図	
<input type="checkbox"/> 指示事項確認チェックシート	
<input type="checkbox"/> 取付管施工写真	

- 検査の日取り（予約）について、直前に検査希望の連絡を受けても対応できないことがありますので、検査希望日の5日前までに連絡をお願いします。
- 検査にはできるだけ責任技術者が立会してください。
- 受益者負担（分担）金が未納の場合は検査を行うことができませんので、申請者に納付状況の確認を取ってください。
- 管のたるみや滞水が確認された場合、手直しを指示することがあるため、できるだけ舗装前に検査を受けるようにしてください。

7. 施工にあたっての注意点

■マス・蓋

- ・ 輪荷重がかかる場所のマスには、必ず鋳鉄製防護蓋を使用すること
- ・ 平面図に鋳鉄蓋の位置を表示すること
- ・ 汚水マスの上流と下流側管底には原則 2 cm程度の落差を確保すること

■配管

- ・ 輪荷重がかかる場所の管基礎には敷砂 10cm 以上を確保すること
- ・ 配管はできるだけ建物や樹木の下を避けること
- ・ 汚水管と給水管・雨水管が交差する場合、汚水管を下とすること
- ・ 汚水管と雨水管が並行する場合、汚水管は建物側とすること

■雨水

- ・ 雨水と汚水を絶対に誤接続しないこと
- ・ 雨水排水は、できるだけ雨水浸透施設（有孔管・浸透マス等）を用いるなどして、計画敷地内処理を検討すること

■取付管

- ・ 取付管を施工する場合は、施工写真を提出すること
- ・ 接着剤の塗布状況が分かる写真を提出すること

以上